

2024年度開発協力人材育成事業：募集分野

| 募集分野 | | 登録番号 | |
|---|---|----------|---|
| ■募集分野 | 法の支配と法制度整備支援（法令の整備・運用改善） | ■募集人数（人） | 1 |
| ■学位 | 修士／博士 | | |
| ■担当部署名 | ガバナンス・平和構築部 ガバナンス6法・司法チーム | | |
| ■募集の背景 「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠です。日本は、開発協力大綱において、そうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有に向けて法整備支援に取り組むとしており、JICAも、「法の支配」の強化に向けた協力として、東南アジアを中心に、法制度の整備、法を運用する組織や人材の育成、司法アクセスの向上に関する協力を行ってきました。国際秩序に動揺が見られる今日、「法の支配」の実現に向けた協力の重要性はますます高まっていますが、開発途上国の司法省、裁判官、検察官、弁護士を協力対象とする法整備支援を質・量両面から拡充していくためには、高度な専門性を有する国際協力人材の確保が喫緊の課題となっています。 | | | |
| ■本事業を通じて育成が期待される人材像 日本の法整備支援は、相手国のカウンターパート機関と丁寧に対話・調整を進めながら、日本の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、その実情・ニーズに見合った協力を相手国に寄り添って行うことに特長があります。こうした協力を実現するためには、法律及び国際協力に関する実務経験と学術的な知見に裏打ちされた高度な専門性を有する専門家の現地派遣が不可欠です。本事業を通じて、①法曹資格者が国際協力に関連の深い学位（国際関係論、開発経済学等）、あるいは、②国際協力業務経験者が法律等に関連する学位、を取得したうえで、JICA本部や国際機関等において法整備支援の実務を積み重ねることで、JICAの法整備支援プロジェクトにおいて、相手国の司法省、裁判官、検察官、弁護士を対象に政策的助言や技術指導を行う技術協力専門家として活躍するために必要な能力を身に付けることが期待されています。 | | | |
| ■想定される大学院の研究コース（及び研修内容） ①法曹資格者が国際協力に関連の深い学位（国際関係論、開発経済学等）、あるいは、②国際協力業務経験者が法律等に関連する学位、を取得することを想定。具体的に想定される研究コースの例は以下の通り。 サセックス大学開発学研究所 ガバナンス、開発及び公共政策修士課程 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 開発学修士課程 ハーバード大学 国際開発修士課程（公共経営修士） ワシントン大学ロースクール LLM（法学修士） タフツ大学フレッチャースクール LLM（法学修士） クイーン・メアリー（ロンドン大学）LLM（法学修士） | | | |
| ■参考情報 ●JICAグローバル・アジェンダ「ガバナンス」 https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/index.html ●JICA法整備支援に関するポータルサイト https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/index.html | | | |
| ■研修修了後に想定されるJICA事業参画の時期・期間 学位取得後に1～2年程度JICA本部等で勤務した後、JICA専門家等として1年以上派遣されることを想定。 ※面接時及び合格発表時、研修中等に本人と適宜相談の上、業務内容は変更の場合があります。 | | | |
| ■募集要項に記載の応募資格以外に受入れに関し求める要件 （「必須」か「望ましい」かを選択し、具体的な要件を記載ください。） | | | |
| 必須 | 以下のいずれかを有すること。 ①JICAあるいは国際機関における2年以上の国際協力に関する実務経験 ②法曹資格 | | |
| 望ましい | 当該分野に関連する5年以上の実務経験を有すること。 | | |
| ■備考・留意点 取得学位については、博士・修士いずれも可 | | | |